

鳥取縣公報

縣令

第六百二十五號

火曜日

昭和十年五月二十一日

◇鳥取縣令第十八號

大正十一年二月九日鳥取縣令第七號消防組規則施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷 秀

第二條 第一項後段ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第一號乃至第六號ノ事項ヲ變更スル必要アルトキハ其旨知事ニ申請スベシ

第二條ノ二 人口二万以上ヲ有スル市町村ニハ常備消防ヲ設置スベシ 但シ土地ノ狀況ニ依リ必要

ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ常備消防ハ消防ヲ專務トスル消防組員ヲ置キ又ハ消防組員ヲ交互輪番ニテ勤務セシムル

モノトス

第二條ノ三 知事ハ必要アリト認ムルトキハ既設消防組ニ對シ組織ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ應援ノ場合ニ在リテハ應援ヲ受ケタル地ノ所轄警察署長之ヲ指揮スルモトス

第二章「命免及分掌」ヲ「命免」ニ改ム

第八條第二號ヲ「年齡十八歳未満若ハ滿五十歳ヲ越ヘタル者」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第二號後段ノ規定ハ組頭ノ任命ニハ之ヲ適用セズ

第八條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第二號後段ノ規定ハ土地ノ狀況ニヨリ充員上已ムヲ得ザルトキハ之ヲ適用セザルコトアル
ベシ

第九條 消防組員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其職ヲ失フモノトス 但シ第二號ノ規定ハ
組頭ニ之ヲ適用セズ

- 一 設置區域外ニ轉任シタルトキ
- 二 年齡滿五十歳ニ達シタルトキ

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四 四箇月以上陸海軍現役ニ服シ又ハ充員召集ニ應ジタルトキ

五 所在不明トナリタルトキ

六 前條第一項第六號又ハ第七號ニ該當スルニ至リタルトキ

前項第二號ノ規定ハ前條第二項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 組員ニシテ第八條第三號又ハ第八號ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ不適當ト認メタルト
キハ退職ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 消防組ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

一 組頭 一人

二 小頭 一人

土地ノ狀況其ノ他ニヨリ必要アルトキハ三人迄部ヲ設クルトキハ各部ニ付二人迄置クコト
ヲ得

三 消防手三十人以上部ヲ設クルトキハ各部ニ二十人以上但シ専務消防組員ヲ置ク常備消防ニ
在リテハ此ノ限ニ在ラズ

土地ノ狀況其ノ他特別ノ事由ニ依リ已ムヲ得ザルトキハ副組頭一人ヲ置キ小頭ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

部ヲ設クルトキハ各部ニ部長ヲ置キ小頭ヲ以テ之ニ充ツ 副組頭及部長タル小頭ハ第一項

第二號ノ定員外トス

第十三條 消防組及部ヲ設クルモノハ部毎ニ左ノ係ヲ置クベシ 但シ警察署長ハ其ノ一部ヲ省略又

ハ兼掌セシムルコトヲ得

一 信號係

警鐘喇叭其ノ他總テノ信號ニ當ル

二 標識係

標旗標燈等標識管掌ノ任ニ當ル

三 唧筒係

唧筒及機械運用ノ任ニ當ル

四 水利係

水利調査及給水其ノ他運水ノ任ニ當ル

五 火先係

管鎗、水管、梯子、鳶口、等ヲ取扱ヒ放水其ノ他火先防禦ノ任ニ當ル

六 飛火係

飛火ノ虞アル家屋其ノ他ノ警戒ニ當ル

七 傳令係

傳令報告其ノ他連絡ノ任ニ當ル

八 破壊係

破壊消防ノ任ニ當ル

九 救護係

救護用具ヲ管掌シ人命救助及傷病者ノ救護ノ任ニ當ル

各係員ハ緩急ニ應ジ互ニ連絡共助スルモノトス

第二十五條ノ二 組頭ハ毎年四月機具建物並被服其ノ他給與品ヲ點檢シ第十一號様式ニ依リ翌月十

日迄ニ所轄警察署長ニ報告スベシ

第二十五條ノ三 組頭ハ組員ニシテ第九條又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル者アルトキ又ハ死亡シタ

ルトキハ速ニ所轄警察署長ニ報告スベシ

第二十五條ノ四 組頭更迭シタルトキハ十日以内ニ後任者(後任者在ラザルトキハ副組頭又ハ代理者)ニ事務ノ引繼ヲ了シ第十二號様式ニヨリ所轄警察署長ニ報告スベシ

第二十六條 副組頭ハ組頭ヲ補佐シ小頭ハ組頭副組頭及部長ヲ補佐スルモノトス
部長ハ部ニ屬スル事務ヲ掌ル

組頭事故アルトキハ副組頭之ヲ代理シ副組頭在ラザルトキ又ハ事故アルトキハ古參部長若ハ古參小頭之ヲ代理ス

第三號様式ニ左ノ一項ヲ加フ

備考 副組頭、部長タル小頭ハ左腕ニ白絨地ヲ以テ縦一糎七、幅一糎五、大ノ副組頭又ハ部長

ノ文字ヲ縫着スルモノトス

第十一號 様式

消防組點檢狀況報告 (月分)
警察署 消防組

第部	第部	名部種別	計	第部	第部	部種別	
						器械場	機置
		槌矢掛				筒	唧
		鎌				車	管水
		鋏				繩	
		網引				子	梯
						口	鳶
		服洋				桶	水
		子帽				又	刺
		巾頭				斧	
		被法				旗	
		引股				灯提張弓	
		袋足				灯提張高	
						管水	
						管吸	
						叭	喇

計備考

備考

- 一 本表ハ必ズ二通提出スルコト
- 一 備考欄ニハ前期報告後ニ於ケル異動事由並異狀ノ有無ヲ詳細ニ掲記スルコト

第十二號 様式

消防組頭事務引繼書

- 一 現金 冊 圓
- 一 簿 冊
- 一 機械器具被服 點
- 一 何々

右引繼候也
年 月 日

警察署長 殿

何々消防組 前組頭 氏 氏 名 名
新組頭 氏 氏 名 名
印 印

備考

- 一 現金ニ付テハ計算書簿冊ニ付テハ簿冊名員數機械器具被服ハ第十一號様式中機械器具被服表ニ付各々別紙添附ヲ要ス

訓令

◇鳥取縣訓令甲第七號

市 町 村 長

昭和十年國勢調査地方事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事

中 谷

秀

昭和十年國勢調査地方事務取扱手續

- 第一條 市町村長ハ市役所、町村役場内ニ臨時國勢調査係ヲ設置シ國勢調査ノ事務ヲ處理セシムベシ

- 第二條 臨時國勢調査係ニ係員二名以上ヲ置キ市町村長之ヲ命ズベシ

前項係員中一名ヲ主任トシ統計事務主任者又ハ戶籍事務主任者ヲ以テ之ニ充ツベシ

第三條 市町村長國勢調査係ヲ設置シタルトキハ其ノ係員ノ(職氏名主任者ニ就テハ其ノ旨附記スルコト)ヲ具シ遲滯ナク知事ニ報告スベシ

第四條 市町村長ハ調査區ノ實況ニ通ジ國勢調査員(豫備員ヲ含ム)タルニ適當ナル者ヲ昭和十年六月十五日迄ニ別記第一號様式ニ依リ知事ニ内申スベシ

水面ノ調査其ノ他特別ノ事情ニ依リ二名以上ノ國勢調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシメントスルトキハ前項内申書ニ其ノ事情ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第五條 昭和十年國勢調査地方事務取扱規程(以下單ニ規程ト稱ス)第十六條ニ規定スル手續ヲ完了シタルトキハ其ノ旨遲滯ナク知事ニ報告スベシ

第六條 調査區ノ設定ニ際シ市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所アリタルトキハ關係市町村長ハ直チニ昭和十年國勢調査施行細則(以下單ニ施行細則ト稱ス)第二條ニ依ル協議ヲ爲スト共ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ

第七條 規程第十四條ノ規定ニ基ク調査區設定ノ認可申請書ハ別記第二號様式ニ依リ作成スベシ

前項ノ認可申請書ニ添附スベキ市町村略圖ハ無色トシ調査區ニ分割シタル區域毎ニ大字名小字名及調査區ノ番號ヲ明確ニ記入スベシ

第八條 規程第十二條第四號ニ依ル認可申請ヲ爲サントスルトキハ前條ノ書類ノ外其ノ事情ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第九條 市町村長調査區設定ノ認可アリタル後其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複又ハ脱漏アルヲ發見シタルトキハ直チニ其ノ旨知事ニ届出デ認可ヲ受クベシ

前項ニ依ル認可申請書及市町村略圖ハ本手續第七條ニ準ジ作成スベシ 但シ異動ヲ生ズベキ部分ノミニ付記載スルヲ以テ足ル

第十條 施行細則第四條ノ告示ヲ爲シタルトキハ直チニ其ノ年月日ヲ知事ニ報告スベシ規程第十八條ノ規定ニ依リ異動ノ告示ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第十一條 昭和十年國勢調査施行令(以下單ニ令ト稱ス)第二十二條ノ規定ニ依ル認可申請ヲ爲サントスルトキハ添附書類ニ通作成シ知事ヲ經由スベシ

第十二條 規程第十一條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十三條 規程第二十二條ノ規定ニ依ル準備調査ノ期間ハ昭和十年九月二十四日以後ニ於テ之ヲ

定メ豫メ知事ニ報告スベシ

第十四條 規程第二十六條ノ規定ニ依ル報告ハ別記第三號様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

規程第二十八條第二項ノ請求ハ前項ノ報告ニ併セ之ヲナスコトヲ得

第十五條 市町村長ハ其ノ管内ニ於ケル國勢調査執行ノ概況ヲ昭和十年十月七日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十六條 規程第三十七條ノ規定ニ依ル國勢調査申告書括及市町村要計表照査表綴ノ提出期限ハ

昭和十年十月二十日限トス

別記

第一號 様式

(用紙美濃野紙)

國勢調査員内申ノ件

左記ノ者本市(町)(村)國勢調査員トシテ適當ト認メ候ニ付此段及内申候也

年 月 日

市(町村)長 氏 名 印

知事宛

調査區番號	住 所	職業	氏 名	生年月日	履歷ノ概要	備考

注意

一 豫備員ニ付テハ備考欄ニ其ノ旨附記スルコト

二 豫備員ハ國勢調査員總數ノ十分ノ二ニ相當スル數ヲ設クルコト

第二號 様式

(用紙美濃野紙)

調査區設定認可申請書

本市(町)(村)國勢調査區左記ノ通設定致度候ニ付認可相成度別紙略圖相添ヘ此段申請候也

年 月 日

知事宛

市(町、村)長

氏

名

印

調査區番號

區域

世帯概數

人口概數

備

考

第三號 様式

(用紙半紙罫紙)

申告書用紙交付總枚數及殘餘枚數調

申告書受領枚數

調査員へ交付總枚數

殘餘枚數

調査員へ交付總枚數
ノ百分ノ五ノ枚數

補給枚數

右報告(報告ニ併セ請求)候也

年 月 日

市(町、村)長

氏

名

印

知事宛

注意

- 一 補給枚數欄ノ數字ハ明確ニ朱書スルコト
- 二 規程第二十八條第二項ニ依ル補給ノ請求ヲ爲サザルトキハ補給枚數欄及(報告ニ併セ請求)ハ記載セザルコト

◆鳥取縣訓令甲第八號

市 町 村 長
學 校 長

社會教育委員會長
幼稚園長

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ實ニ建國ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興シ國民的教養ノ完成ヲ期シ由テ以テ國本ヲ不拔ニ培フニ在リ我ガ尊嚴ナル國體ノ本義ヲ明徴ニシ之ニ基キテ教育ノ刷新ト振作トヲ圖リ以テ民心ノ嚮フ所ヲ明ニスルハ文教ニ於テ喫緊ノ要務トスル所ナリ此ノ非常ノ時局ニ際シ教育ニ關與スル者ハ眞ニ其ノ責任ノ重且大ナルヲ自覺シ敍上ノ趣旨ヲ體シ苟モ國體ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言說ハ嚴ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ發揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ勵ミ以テ其ノ任務ヲ達成セシムコトヲ期スベシ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事

中 谷

秀

告 示

◆鳥取縣告示第二百六十五號

米穀生產費調查員左記ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事

中 谷

秀

解囑者氏名	囑託者氏名	擔當調査區域	職務ヲ執ルベキ場所	解囑並囑託年月日
	八 木 義 雄	氣高郡美穗村	美穗村役場	昭和十年五月十五日
	市 川 政 太 郎	西伯郡手間村	手間村役場	同
	小 林 誠 一	氣高郡大和村	大和村役場	同
恩 田 一 男		氣高郡青谷町	青谷町役場	同

◆鳥取縣告示第二百六十六號

左記ノ通養蠶實行組合解散ノ届出アリタリ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷

秀

名 稱	事務所ノ所在地	解散年月日
共 榮 養蠶實行組合	八頭郡大御門村大字市谷十八番屋敷	昭和十年四月 九 日
山 崎 同	岩美郡成器村大字山崎八五番地	同 三月二十五日

◇鳥取縣告示第二百六十七號

左記ノ通養蠶實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷

秀

名 稱	事務所ノ所在地	設立年月日
-----	---------	-------

社 養蠶實行組合	八頭郡社村大字樟原四八番地	昭和十年四月二十三日
山上第二 同	同 散岐村大字山上二六一番地	同 四月十五日
口波多第一 同	同 富澤村大字口波多一八九番地	同 三月一日
下佐貫 同	同 散岐村大字佐貫一〇一四番地ノ二	同 三月三十一日
志子部 同	同 隼村大字志子部二一四番地	同 四月二十日

◇鳥取縣告示第二百六十八號

昭和十年四月產婆名簿取消ノ登録並同年五月產婆名簿登録事項ノ訂正セシ者左ノ如シ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷

秀

住所 鳥取縣鳥取市吉方村八二五番地

昭和十年四月二十九日前住所並開業地鳥取縣鳥取市
吉方町二四八番地ノ一ヨリ移轉同年五月一日付產婆
名簿登錄事項訂正方出願ニ對シ同年五月六日訂正

朝 倉 君 代

本籍 鳥取縣氣高郡大正村大字古海四番屋敷

住所 同上

昭和十年四月二十日廢業ノ故ヲ以テ產婆名簿取消ノ

登錄出願ニ對シ同年四月二十七日取消

桃 木 照 子

◇鳥取縣告示二百六十九號

鳥取縣日野郡多里村大字上萩山一三番屋敷

龍 田 源 藏

明治三十一年五月二十八日生

右ノ者ニ下付セル左ノ狩獵免狀ハ昭和十年五月五日遺失ノ旨届出ニ依リ無効トス

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷 秀

一 免狀ノ種類 乙種三等

一 免狀ノ番號 黑 第一〇號

一 交付年月日 昭和九年十月十六日

◇鳥取縣告示第二百七十號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷 秀

一 建築主ノ住所氏名 滿洲國間島省岡岡市北區三二

浮 田 淺 次 郎

一 建築物ノ所在地 米子市加茂町一丁目二一

- 一 用途 住宅
- 一 構造種別 木造 瓦葺 二階建
- 一 建築物ノ面積 建築面積 五〇・二四〇平方米
突出セル部分 三五・六一六平方米
- 一 戸數及棟數 一戸 一棟
- 一 命令事項
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ
- ◆鳥取縣告示第二百七十一號
- 青年學校令第四條ニ依リ左記青年學校設置ノ件昭和十年四月一日認可セリ
- 昭和十年五月二十一日

鳥取縣知事 中 谷 秀

一名 稱 私立米子製鋼青年學校

二位 置 米子市久米町百八十二番地

三 設置者 米子市久米町百八十二番地 遠 藤 光 德

四 開校年月日 昭和十年四月一日